■ 景観計画区域内行為届出書添付資料　景観配慮説明書（エリア別基準用）

○ エリア別基準（豊川沿川田園エリア）への対応

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 視点 | 地域らしい景観づくりのポイント | 具体的な景観配慮 |
| Ⅰ地域の成り立ちを知る | 農地、集落と、その背景となる水と緑によって形成されている農村の空間の基本構成を尊重するよう努める。 |  |
| 農村の歴史と文化を尊重するよう努める。 |  |
| Ⅱ周辺を見渡す | 背後の緑との調和に努める。 |  |
| 大規模な場合は、見え方を工夫し、周辺の自然や既存集落から突出して見えないよう努める。 |  |
| 周辺の自然や農地、既存集落等と調和する、落ち着いた形態、意匠とする。 |  |
| 周辺の自然や農地、既存集落等と調和する、落ち着いた色彩とする。 |  |
| 周辺の自然や農地、既存集落等と調和するよう、周囲の緑化に努める。 |  |
| 周辺の自然や農地、既存集落の地形に馴染ませ、巨大な法面や擁壁が生じないよう努める。自然地形の改変は必要最小限とするよう努める。 |  |
| Ⅲ細部に目を向ける | 周辺の自然や農地、既存集落等と調和する素材の使用に努める。 |  |
| ゆとりある敷地利用や、既存集落の建物の配置特性との調和に努める。 |  |
| 既存集落の昔ながらの建築様式や外構の特徴を尊重し、地域特性との調和に努める。 |  |
| 既存樹木の保全と活用に努めるとともに、地域の植生や生物多様性に配慮した緑化に努める。 |  |
| 適切な維持管理を行うとともに、沿道への草花の飾りつけなど、地域の魅力向上に努める。 |  |